



発行 新潟県

号外 4

令和7年3月28日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

病院局管理規程

- 1 新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 2 新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程(病院局経営企画課)
- 3 新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 4 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 5 新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 6 新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 7 新潟県病院局企業職員の寒冷地手当に関する規程の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 8 新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程(病院局業務課)
- 9 新潟県病院局十日町看護専門学校の学則を一部変更する規定(病院局総務課)

病院局訓令

- 1 新潟県病院局文書記号規程の一部改正(病院局総務課)
- 2 新潟県病院局財務規程による帳票その他の書類の様式の一部改正(病院局経営企画課)

病院局告示

- 2 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正(病院局業務課)

企業局管理規程

- 4 新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程(企業局総務課)

人事委員会規則

- 6-1935 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1936 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1937 市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1938 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1939 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1940 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 12-101 管理職員等の範囲を定める規則(人事委員会事務局総務課)

人事委員会告示

- 1 県が行う事業又は事務所の労働基準法別表第1の号別等(人事委員会事務局総務課)

教育委員会規則

- 3 新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則(教育庁総務課)
- 4 新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則(教育庁総務課)

教育委員会訓令

- 1 新潟県教育委員会事務委任規程の一部改正(教育庁総務課)
- 2 新潟県教育委員会事務決裁規程の一部改正(教育庁総務課)
- 3 新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程の一部改正(教育庁総務課)
- 4 新潟県教育委員会文書規程の一部改正(教育庁総務課)
- 5 新潟県教育庁等職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程の一部改正(教育庁総務課)
- 6 新潟県教育委員会現場事務所設置規程(教育庁総務課)
- 7 新潟県立学校職員安全衛生管理規程の一部改正(福利課)
- 8 新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正(高等学校教育課)

9 新潟県立学校職員服務規程の一部改正（高等学校教育課）

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第1号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																		
<p>(課、係及び班の設置)</p> <p>第5条 局本庁にそれぞれ次のとおり課、係及び班を置く。</p> <p>総務課 総務係 職員係 人材確保育成班 経営企画課 企画班 財務係 業務課 業務管理係 <u>経営改善班</u> 施設係 建設班</p>	<p>(課、係及び班の設置)</p> <p>第5条 局本庁にそれぞれ次のとおり課、係及び班を置く。</p> <p>総務課 総務係 職員係 人材確保育成班 経営企画課 企画班 財務係 業務課 業務管理係 施設係 建設班</p>																		
<p>(病院の名称及び位置)</p> <p>第7条 病院の名称及び位置は、次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">位置</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立新発田病院</td> <td style="text-align: center;">新発田市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立坂町病院</td> <td style="text-align: center;">村上市</td> </tr> </table>	名称	位置	(略)		新潟県立新発田病院	新発田市	新潟県立坂町病院	村上市	<p>(病院の名称及び位置)</p> <p>第7条 病院の名称及び位置は、次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">位置</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立新発田病院</td> <td style="text-align: center;">新発田市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>新潟県立リウマチセンター</u></td> <td style="text-align: center;"><u>新発田市</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新潟県立坂町病院</td> <td style="text-align: center;">村上市</td> </tr> </table>	名称	位置	(略)		新潟県立新発田病院	新発田市	<u>新潟県立リウマチセンター</u>	<u>新発田市</u>	新潟県立坂町病院	村上市
名称	位置																		
(略)																			
新潟県立新発田病院	新発田市																		
新潟県立坂町病院	村上市																		
名称	位置																		
(略)																			
新潟県立新発田病院	新発田市																		
<u>新潟県立リウマチセンター</u>	<u>新発田市</u>																		
新潟県立坂町病院	村上市																		
<p>(病院の組織)</p> <p>第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>(略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>県立中央病院に教育研修センター、患者サポートセンター、救命救急センター及び循環器病センター、県立松代病院及び県立十日町病院に患者サポートセンター、県立精神医療センターに社会復帰部、県立新発田病院に教育研修センター、患者サポートセンター、救命救急センター及びリウマチセンター、県立坂町病院に患者サポートセンター</u>を置く。</p> <p>(略)</p>	<p>(病院の組織)</p> <p>第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>(略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>県立中央病院に患者サポートセンター、救命救急センター及び循環器病センター、県立松代病院及び県立十日町病院に患者サポートセンター、県立精神医療センターに社会復帰部、県立新発田病院に教育研修センター、患者サポートセンター及び救命救急センター、<u>県立リウマチセンター</u>及び県立坂町病院に患者サポートセンター</u>を置く。</p> <p>(略)</p>																		
<p>(分掌事務)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 <u>県立中央病院及び県立新発田病院の教育研修センターの分掌事務は、次のとおりである。</u></p> <p>(略)</p> <p>8 <u>県立新発田病院のリウマチセンターの事務分掌は、次のとおりである。</u></p> <p>(1) <u>リウマチ患者の診療に関する事項</u></p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 県立新発田病院の教育研修センターの分掌事務は、次のとおりである。</p> <p>(略)</p>																		

<p>(2) <u>リウマチセンターの管理運営に関する事項</u> (3) <u>リウマチ医療に係る医学研究及び研修に関する事項</u> (4) <u>その他リウマチ医療に関する事項</u></p> <p>第20条 (略) 2～3 (略)</p> <p><u>4 前3項に規定するもののほか、県立新発田病院のリウマチセンターに次のとおり長を置く。</u> <u>リウマチセンター リウマチセンター長 リウマチセンター副センター長</u></p> <p><u>5 前各項の規定にかかわらず病院の規格その他の状況により、長を置かないことができる。ただし、事務長、薬剤部長及び看護部長は、この限りでない。</u> <u>6 第1項から第4項までに規定する長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u> <u>7 事務長補佐は、事務長を補佐して部の事務を整理し、事務長不在のときは、その職務を代行する。</u></p> <p>(参与等)</p> <p>第20条の2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参与、参事、専任セーフティマネージャー、副参事、医事企画員、准看護専門員、主査、主任、主任医療ソーシャルワーカー、主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任医学物理士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任臨床心理員、主任臨床児童相談員、主任理学療法士、主任作業療法士、主任マツサージ師、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、薬剤科長、主任専門看護師、主任助産師、主任看護師、主任准看護師、専門相談員、管理栄養専門員、薬剤専門員、診療放射線専門員、臨床検査専門員、理学療法専門員、作業療法専門員、<u>看護専門員</u>、専門員、事務専門幹、薬剤専門幹、診療放射線専門幹、理学療法専門幹、<u>作業療法専門幹</u>、<u>看護専門幹</u> (次項において「参与等」という。)を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第20条 (略) 2～3 (略)</p> <p><u>4 前各項の規定にかかわらず病院の規格その他の状況により、長を置かないことができる。ただし、事務長、薬剤部長及び看護部長は、この限りでない。</u> <u>5 第1項から第3項までに規定する長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</u> <u>6 事務長補佐は、事務長を補佐して部の事務を整理し、事務長不在のときは、その職務を代行する。</u></p> <p>(参与等)</p> <p>第20条の2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参与、参事、専任セーフティマネージャー、副参事、医事企画員、准看護専門員、主査、主任、主任医療ソーシャルワーカー、主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任医学物理士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任臨床心理員、主任臨床児童相談員、主任理学療法士、主任作業療法士、主任マツサージ師、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、薬剤科長、主任専門看護師、主任助産師、主任看護師、主任准看護師、専門相談員、管理栄養専門員、薬剤専門員、診療放射線専門員、臨床検査専門員、理学療法専門員、作業療法専門員、専門員、事務専門幹、薬剤専門幹、診療放射線専門幹、理学療法専門幹 (次項において「参与等」という。)を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p>
--	---

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第2号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（出納事務の委任等）</p> <p>第7条 病院局長は、次に掲げる出納その他の会計事務を処理する権限を局本庁の企業出納員に委任する。ただし、次項の規定による施設の企業出納員、次条の規定による現金取扱員及び第9条の規定による出納取扱金融機関等が行うものを除く。</p> <p>(1) ～(8) (略)</p> <p>2 病院局長は、前項第1号及び第3号から第5号までに掲げる出納その他の会計事務のうち、施設に係る事務を処理する権限を施設の企業出納員に委任する。 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>（報告セグメントの区分）</p> <p>第161条の6 報告セグメントの区分は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p><u>(5) 坂町病院</u></p> <p><u>(6) 加茂病院</u></p> <p><u>(7) 十日町病院</u></p> <p><u>(8) 中央病院</u></p> <p><u>(9) 吉田病院</u></p> <p><u>(10) がんセンター新潟病院</u></p> <p><u>(11) 新発田病院</u></p> <p><u>(12) 精神医療センター</u></p>	<p>（出納事務の委任等）</p> <p>第7条 病院局長は、次に掲げる出納その他の会計事務を処理する権限を局本庁の企業出納員に委任する。ただし、次項の規定による施設の企業出納員、次条の規定による現金取扱員及び第9条の規定による出納取扱金融機関等が行うものを除く。</p> <p>(1) ～(8) (略)</p> <p>2 病院局長は、前項第1号、<u>第3号</u>から第5号まで及び<u>第9号</u>に掲げる出納その他の会計事務のうち、施設に係る事務を処理する権限を施設の企業出納員に委任する。(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>（報告セグメントの区分）</p> <p>第161条の6 報告セグメントの区分は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p><u>(5) リウマチセンター</u></p> <p><u>(6) 坂町病院</u></p> <p><u>(7) 加茂病院</u></p> <p><u>(8) 十日町病院</u></p> <p><u>(9) 中央病院</u></p> <p><u>(10) 吉田病院</u></p> <p><u>(11) がんセンター新潟病院</u></p> <p><u>(12) 新発田病院</u></p> <p><u>(13) 精神医療センター</u></p>

(13) 局本庁

(随意契約のできる額)

第215条 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号の規定により、随意契約ができる額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(6) (略)

(福祉関係施設において製作された物品を買い入れる契約等をする場合の手続)

第215条の2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号及び第4号の規定に基づき随意契約をする場合の手続は、次のとおりとする。

(1)～(2) (略)

2 (略)

(見積書の徴収)

第216条 予算執行職員は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定により随意契約をしようとする場合及び経費執行票による経費(薬品、診療材料及び給食材料以外の経費で1件100万円以上のものを除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定による見積書を徴するときは、第194条の規定に準じ相当の見積り期間をおかななければならない。ただし、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定により随意契約をしようとするとき、同施行令第21条の13第1項第8号の規定により随意契約をする場合において当該入札に参加した者を協議の相手方とするとき又は予算執行職員が必要がないと認めるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第161条の6の規定は、令和7年度の事業年度から適用し、令和6年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

(14) 局本庁

(随意契約のできる額)

第215条 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号の規定により、随意契約ができる額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(6) (略)

(福祉関係施設において製作された物品を買い入れる契約等をする場合の手続)

第215条の2 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号及び第4号の規定に基づき随意契約をする場合の手続は、次のとおりとする。

(1)～(2) (略)

2 (略)

(見積書の徴収)

第216条 予算執行職員は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号又は第4号の規定により随意契約をしようとする場合及び経費執行票による経費(薬品、診療材料及び給食材料以外の経費で1件100万円以上のものを除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定による見積書を徴するときは、第194条の規定に準じ相当の見積り期間をおかななければならない。ただし、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号又は第4号の規定により随意契約をしようとするとき、同施行令第21条の14第1項第8号の規定により随意契約をする場合において当該入札に参加した者を協議の相手方とするとき又は予算執行職員が必要がないと認めるときは、この限りでない。

新潟県病院局管理規程第3号

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程(昭和36年新潟県病院局管理規程第8号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(初任給)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 新たに医師等を採用した場合の号給は、別表第4に定める初任給基準表によるものとし、同表に定めのない場合は、前項により決定された職務の級における最低の号給とする。ただし、その医師等がその職務について必要な学識経験等をその職務の最低限度の資格を超えて有する場合には、本文の規定による号給の号数に、<u>県の一般職員の例による医療職給料表(一)の適用を受ける職員の例により得た数</u>を加えて得た数を号給とすることができる。</p> <p>(初任給調整後の号給の調整)</p> <p>第7条 前条ただし書の規定により初任給の調整を行った場合において、<u>前条ただし書きの規定による号給の数に、県の一般職員の例による医療職給料表(一)の適用を受ける職員の例による範囲内の数を加えて得た数を号給とする号給を同条ただし書きの号給とすることができる。</u></p>	<p>(初任給)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 新たに医師等を採用した場合の号給は、別表第4に定める初任給基準表によるものとし、同表に定めのない場合は、前項により決定された職務の級における最低の号給とする。ただし、その医師等がその職務について必要な学識経験をその職務の最低限度の資格を超えて有する場合には、本文の規定による号給の号数に<u>経験年数を12月で除して得た数(1に満たない端数は切り捨てる。)</u>を加えて得た数を号給とする号給をもつてその者の初任給として受けるべき号給とすることができる。<u>この場合において、その者の属する職務の級の1級上位の職務の級における最低の号給の額を超える額の号給とすることができる。</u></p> <p>(初任給調整後の昇給期間の調整)</p> <p>第7条 前条ただし書の規定により初任給の調整を行った場合における最初の昇給(第8条に規定する昇給を除く。)の昇給期間については、<u>同条ただし書の規定により、経験年数を12月で除して得た数で1に満たない端数を生じ、これを切り捨てた場合においては、その切り捨てた期間の相当する期間を短縮することができる。</u></p>

第2条 新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
定年前再任用	1	291,400	400,300	455,100	549,800
短時間勤務職	2	293,700	403,000	457,100	555,900
員以外の職員	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400

9	314,100	419,000	469,500	583,900
10	317,600	420,500	471,300	586,200
11	321,000	422,000	473,100	
12	324,400	423,500	474,900	
13	327,800	424,900	476,700	
14	331,300	426,400	478,500	
15	334,700	427,900	480,300	
16	338,100	429,300	482,100	
17	341,500	430,700	483,900	
18	344,600	432,200	485,800	
19	347,700	433,700	487,700	
20	350,800	435,100	489,600	
21	354,000	436,500	491,500	
22	357,100	438,000	493,200	
23	360,200	439,500	495,000	
24	363,200	440,900	496,800	
25	366,200	442,300	498,400	
26	368,500	443,700	500,200	
27	370,800	445,100	502,000	
28	373,000	446,500	503,600	
29	374,900	447,900	505,000	
30	376,600	449,300	506,700	
31	378,300	450,700	508,500	
32	380,100	452,100	510,200	
33	381,900	453,500	511,700	
34	383,700	454,900	513,000	
35	385,300	456,300	514,300	
36	386,700	457,700	515,600	
37	388,100	459,100	516,600	
38	389,600	460,800	517,900	
39	391,100	462,400	519,200	
40	392,600	464,000	520,500	
41	394,100	465,600	521,500	
42	394,800	466,800	522,300	
43	395,400	468,000	523,100	
44	396,100	469,100	523,900	
45	397,000	470,100	524,800	
46	397,600	471,100	525,600	
47	398,200	472,000	526,400	
48	398,800	472,800	527,100	

	49	399,400	473,500	527,900	
	50	399,900	474,200	528,700	
	51	400,400	474,900	529,400	
	52	400,900	475,500	530,300	
	53	401,400	476,200	531,200	
	54	401,800	476,900	532,000	
	55	402,200	477,500	532,900	
	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前再任用 短時間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

備考 この表は、病院に勤務する医師等に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(施行細則)

4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、県の一般職員の例による。

附則別表

号 給 の 切 替 表

旧 号 給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1

30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	

79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

新潟県病院局管理規程第4号

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県病院局事業管理者 金井 健一

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（昭和34年新潟県病院局管理規程第14号）

の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改正後					改正前				
別表第3 (第5条関係)					別表第3 (第5条関係)				
初任給基準表					初任給基準表				
職種	学歴免許	初任給			職種	学歴免許	初任給		
技能労務職員	高校卒	1級5号給			技能労務職員	高校卒	1級21号給		
						中学卒	1級9号給		
備考 1・2 (略)					備考 1・2 (略)				
3 県立精神医療センター及び県立新発田病院の精神科に勤務し看護業務に従事する技術員のこの表の適用については、同表中「 <u>1級5号給</u> 」とあるのは、「 <u>1級9号給</u> 」とする。					3 県立精神医療センター、 <u>県立新発田病院及び県立小出病院の精神科に勤務し看護業務に従事する技術員のこの表の適用については、同表中「1級21号給」とあるのは、「1級25号給」とする。</u>				
別表第4 (第6条関係)					別表第4 (第6条関係)				
昇格時号給対応表					昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
(略)					(略)				
10	(略)	1	(略)		10	(略)	2	(略)	
11		1			11		3		
12		1			12		4		
13		1			13		5		
14		2			14		6		
15		3			15		7		
16		4			16		8		
17		5			17		9		
18		6		1	18		10		2
19		7		1	19		11		3
20		8		1	20		12		4
21		9		1	21		13		5
22	2	10		2	22	1	14		6
23	3	11		3	23	1	15		7
24	4	12		4	24	1	16		8
25	5	13		5	25	1	17		9
26	6	13		6	26	1	17		10
27	7	14		7	27	1	18		11
28	8	14		8	28	1	18		12
29	9	15		9	29	1	19		13
30	10	15		10	30	1	19		14
31	11	16		11	31	1	20		15

32	12	16		12	32	1	20		16
33	13	17		13	33	1	21		17
34	14	18		14	34	1	22		18
35	15	19		15	35	1	23		19
36	16	20		16	36	1	24		20
37	17	21		17	37	1	25		21
38	18	22	25	18	38	2	26	26	22
39	19	23	26	19	39	3	27	27	23
40	20	24	26	20	40	4	28	28	24
41	21	25	27	21	41	5	29	29	25
42	22	26	27	22	42	6	30	29	26
43	23	27	28	23	43	7	31	30	27
44	24	28	28	24	44	8	32	30	28
45	25	29	29	25	45	9	33	31	29
46	26	29	29	26	46	10	33	31	30
47	27	30	30	27	47	11	34	32	31
48	28	30	30	28	48	12	34	32	32
49	29	31	31	29	49	13	35	33	33
50	30	31	31	30	50	14	35	33	34
51	31	32	32	31	51	15	36	34	35
52	32	32	32	32	52	16	36	34	36
53	33	33	33	33	53	17	37	35	37
54	34	34	34	34	54	18	38	35	38
55	35	35	35	35	55	19	39	36	39
56	36	36	36	36	56	20	40	36	40
57	37	37	37	37	57	21	41	37	41
58	38	38	37	37	58	22	42	38	42
59	39	39	38	37	59	23	43	39	43
60	40	40	38	38	60	24	44	40	44
61	41	41	39	38	61	25	45	41	45
62	42	42	39	38	62	26	46	41	45
63	43	43	40	39	63	27	47	42	45
64	44	44	40	39	64	28	48	42	46
65	45	45	41	39	65	29	49	43	46
66	45	45	41	40	66	30	49	43	46
67	45	46	41	40	67	31	50	44	47
68	46	46	42	40	68	32	50	44	47
69	46	47	42	41	69	33	51	45	47
70	46	47	42	41	70	34	51	45	48
71	47	48	43	41	71	35	52	45	48
72	47	48	43	42	72	36	52	46	48
73	47	49	43	42	73	37	53	46	49
74	48	49	44	42	74	38	53	46	49
75	48	49	44	43	75	39	53	47	49
76	48	50	44	43	76	40	54	47	50
77	49	50	45	43	77	41	54	47	50
78	49	50	45	44	78	42	54	48	50
79	49	51	45	44	79	43	55	48	51
80	50	51	46	44	80	44	55	48	51

81	50	51	46	45	81	45	55	49	51
82	50	52	46	45	82	45	56	49	52
83	51	52	47	45	83	45	56	49	52
84	51	52	47	45	84	46	56	50	52
85	51	53	47	46	85	46	57	50	53
86	52	53	48	46	86	46	57	50	53
87	52	53	48	46	87	47	57	51	53
88	52	54	48	46	88	47	58	51	53
89	52	54	49	47	89	47	58	51	54
90	52	54	49	47	90	48	58	52	54
91	53	55	49	47	91	48	59	52	54
92	53	55	50	47	92	48	59	52	54
93	53	55	50	47	93	49	59	53	55
94	53	56	50	47	94	49	60	53	55
95	53	56	51	47	95	49	60	53	55
96	54	56	51	48	96	50	60	54	55
97	54	57	51	48	97	50	61	54	55
98	54	57	52	48	98	50	61	54	55
99	54	57	52	48	99	51	61	55	55
100	54	58	52	48	100	51	62	55	56
101	55	58	53	48	101	51	62	55	56
102	55	58	53	48	102	52	62	56	56
103	55	59	53	49	103	52	63	56	56
104	55	59	53	49	104	52	63	56	56
105	55	59	53	49	105	52	63	57	56
106		60	54	49	106	52	64	57	56
107		60	54	49	107	53	64	57	57
108		60	54	49	108	53	64	57	57
109		61	54	49	109	53	65	57	57
110		61	54		110	53	65	58	57
111		61	55		111	53	65	58	57
112		61	55		112	54	65	58	57
113		62	55		113	54	66	58	57
114		62	55	(略)	114	54	66	58	(略)
115		62	55		115	54	66	59	
116		62	55		116	54	66	59	
117		63	55		117	55	67	59	
118		63	55		118	55	67	59	
119		63	55		119	55	67	59	
120		63	55		120	55	67	59	
121		63	55		121	55	67	59	
122	(略)	63	55		122	(略)	67	59	
123		63	55		123		67	59	
124		63	56		124		67	59	
125		63	56		125		67	59	
126		63	56		126		67	59	
127		63	56		127		67	59	
128		63	56		128		67	60	
129		63	56		129		67	60	

130	63		130	67	60
131	63		131	67	60
132	63		132	67	60
133	63		133	67	60
134	63		134	67	
135	63		135	67	
136	63		136	67	
137	63		137	67	

第2条 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技能労務職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600	265,300	298,800
2	187,400	228,500	248,700	266,300	300,300
3	189,100	229,300	249,700	267,300	301,800
4	190,800	230,100	250,700	268,300	303,200
5	192,500	230,800	251,700	269,300	304,600
6	194,200	231,600	252,900	270,300	305,700
7	195,800	232,400	254,000	271,300	306,700
8	197,400	233,200	255,000	272,300	307,900
9	199,000	234,000	256,100	273,300	309,100
10	200,500	234,700	257,100	274,300	310,700
11	202,000	235,400	258,000	275,300	312,300
12	203,500	236,100	258,500	276,400	313,900
13	205,000	236,800	259,100	277,400	315,400
14	206,500	237,400	259,500	278,700	317,000
15	208,000	238,000	259,900	280,000	318,600
16	209,500	238,600	260,400	281,200	320,200
17	211,000	239,200	260,900	282,500	321,700
18	212,400	239,800	261,400	283,800	323,400
19	213,800	240,400	261,900	285,000	325,000
20	215,200	240,900	262,500	286,200	326,600
21	216,600	241,400	263,300	287,300	328,000
22	217,700	241,900	263,900	288,500	329,700
23	218,800	242,400	264,500	289,800	331,400
24	219,900	242,900	265,300	291,100	333,000
25	220,900	243,400	266,100	292,400	334,200
26	221,800	243,900	266,800	293,400	336,100
27	222,700	244,300	267,400	294,400	337,800

28	223,600	244,800	268,200	295,500	339,400
29	224,500	245,400	269,000	296,600	340,900
30	225,300	245,900	269,700	297,800	342,500
31	226,100	246,400	270,400	298,900	344,100
32	226,900	246,800	271,100	300,100	345,700
33	227,700	247,200	271,800	301,300	347,400
34	228,400	247,700	272,500	302,600	349,200
35	229,100	248,200	273,200	303,900	351,000
36	229,800	248,600	273,900	305,200	352,800
37	230,500	249,000	274,600	306,500	354,300
38	231,100	249,500	275,300	307,800	355,700
39	231,700	250,000	275,900	309,100	357,100
40	232,300	250,400	276,500	310,400	358,500
41	233,000	250,800	277,000	311,700	360,000
42	233,500	251,300	277,500	313,000	360,800
43	234,000	251,800	278,000	314,300	361,800
44	234,500	252,200	278,500	315,400	362,800
45	235,000	252,600	279,000	316,300	363,700
46	235,400	253,000	279,500	317,600	364,800
47	235,800	253,400	280,000	318,900	365,700
48	236,200	253,800	280,400	320,200	366,700
49	236,600	254,200	280,800	321,400	367,600
50	236,900	254,600	281,300	322,700	368,300
51	237,200	255,000	281,700	323,900	369,000
52	237,500	255,400	282,200	325,100	369,600
53	237,800	255,800	282,600	326,400	370,000
54	238,100	256,200	283,100	327,500	370,600
55	238,400	256,600	283,600	328,600	371,300
56	238,700	257,000	284,100	329,700	372,000
57	238,900	257,300	284,600	330,400	372,300
58	239,200	257,700	285,200	331,300	373,000
59	239,500	258,100	285,800	332,000	373,700
60	239,700	258,400	286,400	332,800	374,300
61	239,900	258,700	287,000	333,600	374,600
62	240,200	259,100	287,600	334,000	375,100
63	240,500	259,500	288,200	334,600	375,700
64	240,700	259,800	288,800	335,300	376,300
65	240,900	260,100	289,300	336,100	376,600
66	241,200	260,400	289,800	336,800	377,200
67	241,500	260,700	290,300	337,500	377,900
68	241,700	260,900	290,800	338,100	378,500

69	241,900	261,100	291,300	338,600	378,900
70	242,200	261,400	291,800	339,200	379,400
71	242,500	261,700	292,200	339,700	380,000
72	242,700	261,900	292,600	340,300	380,500
73	242,900	262,100	293,000	340,600	381,000
74	243,200	262,400	293,400	341,100	381,600
75	243,500	262,700	293,800	341,500	382,100
76	243,700	262,900	294,200	341,900	382,400
77	243,900	263,100	294,600	342,300	382,800
78	244,200	263,400	295,000	342,800	383,300
79	244,500	263,700	295,400	343,300	383,700
80	244,700	263,900	295,900	343,800	384,100
81	244,900	264,100	296,200	344,100	384,500
82	245,200	264,400	296,700	344,500	385,000
83	245,400	264,700	297,200	344,900	385,400
84	245,700	264,900	297,700	345,300	385,800
85	245,900	265,100	298,000	345,600	386,100
86	246,100	265,300	298,500	346,000	386,600
87	246,400	265,600	299,000	346,400	387,000
88	246,700	265,900	299,300	346,800	387,400
89	246,900	266,100	299,700	347,000	387,700
90	247,200	266,300	300,200	347,400	388,200
91	247,500	266,600	300,700	347,800	388,600
92	247,700	266,800	301,200	348,200	389,000
93	247,900	267,100	301,500	348,400	389,300
94	248,200	267,400	301,900	348,800	
95	248,500	267,700	302,400	349,200	
96	248,700	267,900	302,900	349,500	
97	248,900	268,100	303,300	349,800	
98	249,200	268,400	303,700	350,200	
99	249,500	268,600	304,000	350,600	
100	249,700	268,900	304,300	351,000	
101	249,900	269,100	304,600	351,500	
102	250,200	269,300	305,000	351,900	
103	250,500	269,600	305,300	352,300	
104	250,700	269,900	305,700	352,700	
105	250,900	270,100	306,000	353,200	
106		270,300	306,400	353,600	
107		270,600	306,800	353,900	
108		270,800	307,100	354,200	

109		271,100	307,300	354,700	
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		
113		272,100	308,300		
114		272,400	308,600		
115		272,600	308,900		
116		272,800	309,100		
117		273,100	309,300		
118		273,400	309,600		
119		273,700	309,900		
120		273,900	310,100		
121		274,100	310,300		
122		274,300	310,600		
123		274,600	310,900		
124		274,900	311,100		
125		275,100	311,300		
126		275,300	311,600		
127		275,600	311,900		
128		275,900	312,100		
129		276,100	312,300		
130		276,300			
131		276,600			
132		276,900			
133		277,100			
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和 7 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。)の前日において新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程別表第 1 の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給 (次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給 (同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の号給については、その者が切替日において当該異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(初任給に関する経過措置)

4 切替日以後に新たに職員となり、新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程別表第 1 の給料表の適用を受ける者となったもののうち、その者の有する学歴免許等の資格が職員の初任給、昇格、昇給等

に関する規則（昭和32年新潟県人事委員会規則第6－45号）別表第8の学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しない者の初任給として受ける号給の決定に関し必要な事項は、病院局長が定める。

（施行細則）

5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、県の一般職員の例による。

附則別表

号給の切替表

旧号給	新号給			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32

41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	62
71	55	67	67	63
72	56	68	68	64
73	57	69	69	65
74	58	70	70	66
75	59	71	71	67
76	60	72	72	68
77	61	73	73	69
78	62	74	74	70
79	63	75	75	71
80	64	76	76	72
81	65	77	77	73
82	66	78	78	74
83	67	79	79	75
84	68	80	80	76
85	69	81	81	77
86	70	82	82	78
87	71	83	83	79
88	72	84	84	80
89	73	85	85	81

90	74	86	86	82
91	75	87	87	83
92	76	88	88	84
93	77	89	89	85
94	78	90	90	86
95	79	91	91	87
96	80	92	92	88
97	81	93	93	89
98	82	94	94	90
99	83	95	95	91
100	84	96	96	92
101	85	97	97	93
102	86	98	98	
103	87	99	99	
104	88	100	100	
105	89	101	101	
106	90	102	102	
107	91	103	103	
108	92	104	104	
109	93	105	105	
110	94	106	106	
111	95	107	107	
112	96	108	108	
113	97	109	109	
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

新潟県病院局管理規程第5号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県病院局事業管理者 金井 健一

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分
(略)			(略)		
施設	(略)		施設	(略)	
	院長(区分1種又は2種のものを除く。) <u>新発田病院リウマチセンター長</u> (略)	3種		院長(区分1種又は2種のものを除く。) (略)	3種
	(略)			(略)	
	(略) 中央病院内視鏡センター長 がんセンター新潟病院 がんゲノム医療センター長 中央病院教育研修センター長 新発田病院教育研修センター長 <u>新発田病院リウマチセンター副センター長</u>	5種		(略) 中央病院内視鏡センター長 <u>吉田病院消化器内視鏡センター長</u> がんセンター新潟病院 がんゲノム医療センター長 新発田病院教育研修センター長	5種
	(略) <u>新発田病院リハビリテーション技師長</u> (略)	5種		(略) <u>リウマチセンターリハビリテーション技師長</u> (略)	5種
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第6号

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊診療手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1月につき、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、第1号の額は、勤務1月のうち診療業務に従事した日数が、当該月の正規の診療日の日数の2分の1に満たない日数である医師等については、同号の規定により算出して得た額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>(1) 医師等の診療科に応じ次に定める額</p> <p>ア 放射線科、麻酔科、病理検査科及び研究部専任の医師等並びに病院局長の承認を得た医師等（以下これらの者をこの項において「特例者」という。）については、当該病院の技術料の合計に<u>1,000分の373</u>を乗じて得た額（以下この項において「算定基礎額」という。）を、当該病院の医師等の合計人数で除して得た額</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(応援診療手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号の業務 1回につき<u>2万円</u>（従事時間が5時間に満たない場合にあつては<u>1万円</u>）</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(特殊診療手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1月につき、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、第1号の額は、勤務1月のうち診療業務に従事した日数が、当該月の正規の診療日の日数の2分の1に満たない日数である医師等については、同号の規定により算出して得た額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>(1) 医師等の診療科に応じ次に定める額</p> <p>ア 放射線科、麻酔科、病理検査科及び研究部専任の医師等並びに病院局長の承認を得た医師等（以下これらの者をこの項において「特例者」という。）については、当該病院の技術料の合計に<u>1,000分の377</u>を乗じて得た額（以下この項において「算定基礎額」という。）を、当該病院の医師等の合計人数で除して得た額</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(応援診療手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号の業務 1回につき<u>7,000円</u>（従事時間が5時間に満たない場合にあつては<u>3,500円</u>）</p> <p>(3) (略)</p>

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県病院局管理規程第7号

新潟県病院局企業職員の寒冷地手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局企業職員の寒冷地手当に関する規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県病院局企業職員の寒冷地手当に関する規程（平成27年新潟県病院局管理規程第8号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特例支給公署） 第2条 （略）	（特例支給公署） 第2条 （略） <u>2 一般職員給与条例第27条第1項第2号の規定の例により寒冷地手当を支給する区域は、職員の在勤する公署に応じ、別表に掲げる区域とする。</u>

第2条 新潟県病院局企業職員の寒冷地手当に関する規程の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）を次のように改める。

別表（第2条関係）

所在地	公署
上越市	県立中央病院

附則

（施行期日）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日の前日において特例支給公署として指定されていた公署で、施行日において特例支給公署として指定されないこととなる公署に在勤する職員に係る寒冷地手当の額は、令和9年3月31日までの間、県の一般職員の例により計算した額とする。

新潟県病院局管理規程第8号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
(料金) 別表（第2条関係） 1～24（略）				(料金) 別表（第2条関係） 1～24（略）			
25 駐車場利用料				25 駐車場利用料			
利用区分	外来駐車場を利用する時間帯 利用時間	新潟県立がんセンター新潟病院	新潟県立新発田病院	利用区分	外来駐車場を利用する時間帯 利用時間	新潟県立がんセンター新潟病院	新潟県立新発田病院、新潟県立リウマチセンター
患者	3時間まで	無料		患者	3時間まで	無料	
	3時間超	100円	無料		3時間超	100円	無料
患者以外の者	2日目以降	1日までごとに100円を加算		患者以外の者	2日目以降	1日までごとに100円を加算	
	午前6時30分から午後9時まで	30分までごとに100円を加算(ただし最初の30分は無料)			午前6時30分から午後9時まで	30分までごとに100円を加算(ただし最初の30分は無料)	
	午後9時から翌日の午前6時30分まで	330円を加算		午後9時から翌日の午前6時30分まで	330円を加算		
ただし、(略)				ただし、(略)			
26～41（略）				26～41（略）			
備考（略）				備考（略）			

附 則

- この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の規程は、令和7年4月1日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の申込みに係る料金については、なお従前の例による。

新潟県病院局管理規程第9号

新潟県立十日町看護専門学校学則に関する規程の一部を変更する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県立十日町看護専門学校学則に関する規程の一部を変更する規程

新潟県立十日町看護専門学校学則に関する規程（令和2年新潟県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第7章 履修方法等 (授業科目及び単位数)</p> <p>第18条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。 (単位の計算方法)</p> <p>第19条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。 (1) 講義及び演習 15時間から30時間までの<u>範囲</u>で当校が定める時間をもって1単位とする。 (2) (削除) (2) 臨地実習 30時間から45時間までの範囲で当校が定める時間をもって1単位とする。</p> <p>(略)</p> <p>第10章 賞罰 (褒賞)</p> <p>第29条 校長は、学生として表彰に値する行為があった者を褒賞することができる。 (懲戒)</p> <p>第30条 校長は、この学則若しくは細則に違反し、また学生としての本分に反する行為をした者に懲戒を加えることができる。 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とし、懲戒に必要な事項は別に定める。</p> <p>(略)</p> <p>別記第1号様式(第28条関係) <u>校長印</u></p> <p>(略)</p> <p>別表(第18条、27条関係) (削除)</p>	<p>第7章 履修方法等 (授業科目及び単位数)</p> <p>第18条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。 (単位の計算方法)</p> <p>第19条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。 (1) 講義及び演習 15時間から30時間までの<u>間の時間数</u> (2) 実験、実習及び実技 30時間から45時間までの間の時間数 (3) 臨地実習 <u>45時間</u></p> <p>(略)</p> <p>第10章 賞罰 (褒賞)</p> <p>第29条 校長は、学生として表彰に値する行為があった者を褒賞することができる。 (懲戒)</p> <p>第30条 校長は、この学則若しくは細則に違反し、また学生としての本分に反する行為をした者に懲戒を加えることができる。</p> <p>(略)</p> <p>別記第1号様式(第28条関係) <u>学校長印</u></p> <p>(略)</p> <p>別表(第18条、27条関係) 時間数</p>

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

病院局訓令

新潟県病院局訓令第1号

新潟県病院局文書記号規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

新潟県文書記号規程の一部を改正する規程

新潟県病院局文書記号規程（昭和35年新潟県病院局訓令第4号）の一部を次の表のように改正する。令和7年3月28日

(下線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
第2条 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。		第2条 前条に規定する文書番号には、次表に規定する記号を付さなければならない。	
記号	病院名等	記号	病院名等
(略)		(略)	
県津病	新潟県立津川病院	県津病	新潟県立津川病院
県新病	新潟県立がんセンター新潟病院	県新病	新潟県立がんセンター新潟病院
県芝病	新潟県立新発田病院	県芝病	新潟県立新発田病院
県坂病	新潟県立坂町病院	県リウ	<u>新潟県立リウマチセンター</u>
県吉看専	新潟県立吉田病院附属看護専門学校	県坂病	新潟県立坂町病院
県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校	県吉看専	新潟県立吉田病院附属看護専門学校
県十看専	新潟県立十日町看護専門学校	県芝看専	新潟県立新発田病院附属看護専門学校
		県十看専	新潟県立十日町看護専門学校

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する

◎新潟県病院局訓令第2号

局本庁

新潟県病院局財務規程による帳票その他の書類の様式（昭和60年3月新潟県病院局訓令第4号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から実施する。ただし、従前の様式により作成した用紙については、当分の間使用できるものとする。

令和7年3月28日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

第20号様式の3、第20号様式の4、第59号様式及び第60号様式を次のように改める。

第20号様式の3（第34条関係） 現金払込領収書（新潟県病院事業会計）

（その1）

番 号	新潟県立 病院 企業出納員様
年 度	
金 額	
摘 要	
払 込 日	年 月 日

新潟県立 病院長
登録番号 T1800020003875

領 取 日 付 印

納付人に交付

第20号様式の3（第34条関係） 現金払込書（新潟県病院事業会計）

（その2）

番 号	新潟県立 病院 企業出納員様
年 度	
金 額	
摘 要	
払 込 日	年 月 日

出納取扱金融機関
第四北越銀行県庁支店
本書のとおり払込します。

新潟県立 病院

領 取 日 付 印

出納取扱金融機関が保管

第20号様式の3（第34条関係） 収納済通知書（新潟県病院事業会計）

（その3）

番 号	新潟県立 病院 企業出納員様
年 度	
金 額	
摘 要	
払 込 日	年 月 日

新潟県病院局経営企画課長 様

本書のとおり収納しました。

新潟県立 病院

領 取 日 付 印

病院局経営企画課長が保管

第20号様式の3 (第34条関係) **現金領収済通知書** (新潟県病院事業会計)

(その4)

番 号	新潟県立 病院 企業出納員様
年 度	
金 額	
摘 要	
払 込 日	年 月 日

本書のとおり領収しました。
新潟県立 病院
企業出納員 様

領 収 日 付 印

所轄企業出納員が保管

第20号様式の4 (第44条の4関係) **受託現金払込書(領収証書)** (新潟県病院事業会計)

(その1)

番 号	受託者名
年 度	様
金 額	
摘 要	
払 込 日	年 月 日

新潟県立 病院
取扱者

領 収 日 付 印

納付人に交付

第20号様式の4 (第44条の4関係) **受託現金払込書** (新潟県病院事業会計)

(その2)

番 号	受託者名
年 度	様
金 額	
摘 要	
払 込 日	年 月 日

本書のとおり払込します。
新潟県立 病院
取扱者

領 収 日 付 印

企業出納員又は出納店が保管

第20号様式の4 (第44条の4関係) **受託現金収納済通知書** (新潟県病院事業会計)

(その3)

番 号	受託者名
年 度	様
金 額	
摘 要	
払 込 日	年 月 日

新潟県病院局経営企画課長 様

本書のとおり収納しました。
新潟県立 病院

領 収 日 付 印

病院局経営企画課長が保管

第20号様式の4(第44条の4関係) 受託現金領収済通知書 (新潟県病院事業会計)

(その4)

番号	受託者名
年度	様
金額	
摘要	
払込日	年 月 日

本書のとおり領収しました。

新潟県立 病院

領収日付印

出納店又は収納店へ払込の場合に所管企業出納員が保管

第59号様式

インターネットバンキング支払依頼確認書

新潟県病院局出納取扱機関

銀行 支店 御中

新潟県病院局企業出納員 ㊞

下記内訳のとおりデータ
伝送したので確認願いま
す。

支払指定日	令和 年 月 日
データ伝送日	令和 年 月 日

金額

施設名	件数	金額	施設名	件数	金額
委託者コード			委託者コード		
妙高			十日町		
中央			六日町		
松代			小出		
柿崎			精神医療センター		
津川			加茂		
がんセンター			吉田		
新発田			リウマチセンター		
坂町			局本庁		

第60号様式

インターネットバンキング支払済報告書

新潟県病院局企業出納員 殿

新潟県病院局出納取扱機関

銀行 支店 ⑧

データ伝送による通知に基づき支払が完了したことを報告します。

支払指定日	令和 年 月 日
データ伝送日	令和 年 月 日

金額 _____

施設名	件数	金額	施設名	件数	金額
妙高			十日町		
中央			六日町		
松代			小出		
柿崎			精神医療センター		
津川			加茂		
がんセンター			吉田		
新発田			リウマチセンター		
坂町			局本庁		

備考 _____

病院局告示

◎新潟県病院局告示第2号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定(昭和46年7月新潟県病院局告示第6号)の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県の設置する病院の診療科目の指定(昭和46年7月新潟県病院局告示第6号)の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改正後		改正前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)		(略)	
新潟県立新発田病院	内科、循環器内科、脳神経内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、精神科、 <u>リウマチ科</u> 、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、病理診断科、救急科	新潟県立新発田病院	内科、循環器内科、脳神経内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、 <u>リハビリテーション科</u> 、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、病理診断科、救急科
(略)		新潟県立リウマチセンター	<u>リウマチ科</u> 、 <u>リハビリテーション科</u>
(略)		(略)	

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第1号

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県企業管理者 遠山 隆

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程

新潟県企業局組織規程（昭和37年新潟県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

（下線部は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（参事等）</p> <p>第22条の2 局、課、係及び班に、参事、副参事、<u>経営企画員</u>、主査、専門員及び主任を置くことができる。</p> <p>2 参事、副参事、<u>経営企画員</u>、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて、局、課、係及び班の事務を処理する。</p>	<p>（参事等）</p> <p>第22条の2 局、課、係及び班に、参事、副参事、主査、専門員及び主任を置くことができる。</p> <p>2 参事、副参事、主査、専門員及び主任は、上司の命を受けて、局、課、係及び班の事務を処理する。</p>

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1935号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（規則第6-1186号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職給料表(三))</p> <p>第2条 一般職の職員の給与に関する条例別表第3口の備考(1)の人事委員会規則で定めるものは、中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師とする。</p>	<p>(教育職給料表(三))</p> <p>第2条 一般職の職員の給与に関する条例別表第3口の備考(1)の人事委員会規則で定めるものは、中学校及び幼稚園に勤務する校長、<u>園長</u>、<u>教頭</u>、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師とする。</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 6 - 1936号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則第 6 - 470号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(特地勤務手当の月額)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額の 2 分の 1 に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額の 2 分の 1 に相当する額を合算した額 <u>(法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)にあつては、現に受ける給料の月額)</u>とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる職員 <u>(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)</u>に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>4 次の各号に掲げる職員 <u>(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)</u>に対する第 2 項 (前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">(特地勤務手当に準ずる手当)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 一般職員給与条例第 20 条の 3 第 1 項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日 (職員が当該異動によりその日前 1 年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合 (委員会が定める場合に限る。))には、その日前の委員会が定める日。以下この条並びに附則第 6 項及び第 7 項において同じ。)に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額 <u>(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額)</u>に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額 (その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に 100 分の 6 を乗じて得た額を超えるときは、当該額) とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">(略)</div> <p>3 次の各号に掲げる職員 <u>(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)</u>に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">(特地勤務手当の月額)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額の 2 分の 1 に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額の 2 分の 1 に相当する額を合算した額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>4 次の各号に掲げる職員に対する第 2 項 (前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">(特地勤務手当に準ずる手当)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2 一般職員給与条例第 20 条の 3 第 1 項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日 (職員が当該異動によりその日前 1 年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合 (委員会が定める場合に限る。))には、その日前の委員会が定める日。以下この条並びに附則第 6 項及び第 7 項において同じ。)に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額 (その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に 100 分の 6 を乗じて得た額を超えるときは、当該額) とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">(略)</div> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p>

(1)～(3) (略)

第5条 一般職員給与条例第20条の3第2項の規定により同条第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 法第22条の4第1項の規定による採用(法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下同じ。)をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、一般職員給与条例第20条の3第2項に規定する新たに特地方公署又は準特地方公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、その特地方公署又は準特地方公署に該当することとなつた日(以下「指定日」という。)前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの

(2) 法第22条の4第1項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に一般職員給与条例第20条の3第1項又は第2項の規定による特地方勤務手当に準ずる手当を支給されていたものうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地方勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、前2号に規定する職員との権衡上必要がある職員として委員会が認めるもの

2 一般職員給与条例第20条の3第2項に規定する職員に支給する特地方勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 新たに特地方公署又は準特地方公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地方公署又は準特地方公署に該当していたものとした場合に前条第1項及び第2項並びに附則第7項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(2) 前項第1号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(1)～(3) (略)

第5条 一般職員給与条例第20条の3第2項に規定する職員に支給する特地方勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の同項に規定する日(以下「指定日」という。)に在勤する公署が同項に規定する異動の日前に特地方公署又は準特地方公署に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。

(3) 前項第2号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

(4) 前項第3号に規定する職員 別に委員会が定める期間及び額

別表第1 (第2条、第3条関係)

特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分

所在地	公 署	級別区分
(略)		
(略) 十日町市	(略)	2 級 地
(略)	(略)	
(略) 佐 渡 市	(略)	
(略)	(略)	
(略) 中魚沼郡 津 南 町	<u>農業総合研究所中山間地域農業研究センター</u>	
(略)	(略)	
(略)		

別表第1 (第2条、第3条関係)

特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分

所在地	公 署	級別区分
(略)		
(略) 十日町市	(略) <u>十日町警察署倉俣駐在所</u>	2 級 地
(略)	(略) <u>十日町高等学校松之山分校</u>	
(略) 佐 渡 市	(略) <u>佐渡警察署河崎駐在所</u>	
(略)	(略)	
(略) 中魚沼郡 津 南 町	<u>農業総合研究所高冷地農業技術センター</u>	
(略)	(略) <u>十日町警察署赤沢駐在所</u>	
(略)		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第2項から第4項まで並びに第4条第2項及び第3項の規定を適用する。

3 暫定再任用職員に対する改正後の規則第5条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項第1号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用（職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第1項第4号に規定する暫定再任用をいう。以下同じ。）」と、同項第2号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）」と、同項第3号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

4 改正後の規則第5条第1項第1号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項、令和4年改正条例附則第3条第1項若しくは第2項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定（以下「法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員につい

て適用する。

- 5 改正後の規則第5条第1項第2号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号）第20条の3第1項又は第2項の規定による特勤手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。
-

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第 6 - 1937 号

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則（規則第 6 - 492 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第 6 条 市町村立学校職員給与条例第 30 条の 4 第 2 項の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給される職員は、<u>次に掲げる職員</u>とする。</p> <p>(1) <u>新たにへき地等学校に該当することとなつた学校に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前に当該学校に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した職員で、指定日において、当該異動の日から起算して 3 年を経過していないもの</u></p> <p>(2) <u>法第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下同じ。）をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していたへき地等学校に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、前号に規定する新たにへき地等学校に該当することとなつた学校に在勤する職員で、指定日前 3 年以内に当該学校に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなるもの</u></p> <p>(3) <u>法第 22 条の 4 第 1 項の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に市町村立学校職員給与条例第 30 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定によるへき地手当に準ずる手当を支給されていたものうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの</u></p> <p>(4) <u>前 3 号に掲げるもののほか、前 3 号に規定する職員との権衡上必要がある職員として委員会が認めるもの</u></p> <p>2 前項に規定する職員に支給するへき地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u></p>	<p>第 6 条 市町村立学校職員給与条例第 30 条の 4 第 2 項の規定によるへき地手当に準ずる手当の<u>支給される職員は、新たにへき地等学校に該当することとなつた学校に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなつた日（以下この条において「指定日」という。）前に当該学校に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した職員で、指定日において、当該異動の日から起算して 3 年を経過していないものとする。</u></p> <p>2 前項の職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、<u>当該職員の指定日に勤務する学校が、同項に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に、前条の規</u></p>

(1) 前項第1号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する学校が当該異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(2) 前項第2号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員(法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)として引き続き勤務していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3) 前項第3号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

(4) 前項第4号に規定する職員 別に委員会が定める期間及び額

別表第1 (第2条、第4条関係)

へき地学校級別区分

所在地	学 校	級別区分
(略)		
佐 渡 市	(略)	3 級 地
(略)		

別表第3 (第3条関係)

特別地学校

所在地	学 校
(略)	(略)
十日町市	(略)
(略)	(略)

定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。

別表第1 (第2条、第4条関係)

へき地学校級別区分

所在地	学 校	級別区分
(略)		
佐 渡 市	(略) 赤泊中学校 赤泊学校給食センター	3 級 地
(略)		

別表第3 (第3条関係)

特別地学校

所在地	学 校
(略)	(略)
十日町市	馬場小学校
(略)	(略)

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(暫定再任用職員に係る経過措置)
- 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)に対するこの規則による改正後の市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第6条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項第2号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用(職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例(令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第3条第1項第4号に規定する暫定再任用をいう。以下同じ。)」と、同項第3号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員(法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)」とあるのは「暫定再任用職員(令和4年改正条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。)」と、同項第3号中「定

年前提任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

(定年前提任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 3 改正後の規則第 6 条第 1 項第 1 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に法第 22 条の 4 第 1 項、令和 4 年改正条例附則第 3 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定（以下「法第 22 条の 4 第 1 項等の規定」という。）による採用をされた定年前提任用短時間勤務職員（法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）及び暫定再任用職員について適用する。
 - 4 改正後の規則第 6 条第 1 項第 2 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に法第 22 条の 4 第 1 項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和 7 年 4 月 1 日以後である定年前提任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適用する。
 - 5 改正後の規則第 6 条第 1 項第 3 号の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に法第 22 条の 4 第 1 項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和 30 年条例第 61 号）第 30 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和 7 年 4 月 1 日以後である場合について適用する。
-

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1938号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（規則第6-9号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直勤務)</p> <p>第2条 宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）とは、一般職員給与条例第4条及び市町村立学校職員給与条例第16条の2に規定する正規の勤務時間以外の時間、同両規定による祝日法による休日等及び年末年始の休日等並びに国の行事の行われる日等で委員会が指定する日に本来の勤務に従事しないで行う次の各号に掲げる勤務をいう。</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(2) 消防学校、職業能力開発校、農業大学校及び<u>生涯学習推進課少年自然の家分室</u>における入所生等の生活指導等のための当直勤務並びに高等学校及び特別支援学校の寄宿舎指導員が行う児童及び生徒の生活指導等のための当直勤務</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>(宿日直勤務)</p> <p>第2条 宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）とは、一般職員給与条例第4条及び市町村立学校職員給与条例第16条の2に規定する正規の勤務時間以外の時間、同両規定による祝日法による休日等及び年末年始の休日等並びに国の行事の行われる日等で委員会が指定する日に本来の勤務に従事しないで行う次の各号に掲げる勤務をいう。</p> <p>(1)・(1)の2 (略)</p> <p>(2) 消防学校、職業能力開発校、農業大学校及び<u>少年自然の家</u>における入所生等の生活指導等のための当直勤務並びに高等学校及び特別支援学校の寄宿舎指導員が行う児童及び生徒の生活指導等のための当直勤務</p> <p>(3)～(8) (略)</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第6-1939号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改正後				改正前					
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）					
組織上の区分		職	区分	組織上の区分		職	区分		
知事の事務部局	(略)		5種	知事の事務部局	(略)		5種		
	工業技術総合研究所	(略)			工業技術総合研究所	(略)			
		(略)				(略)			
		企画連携室長				企画管理室長			
		技術統括センター長				研究開発センター長			
技術統括センター一研究主幹		研究開発センター一研究主幹							
(略)			(略)						
(略)			(略)						
(略)				(略)					
教育委員会の事務部局	(略)		5種	教育委員会の事務部局	(略)		5種		
	(略)	(略)			(略)	(略)			
	生涯学習推進センター	所長			生涯学習推進センター	所長			
			少年自然の家	所長					
(略)				(略)					
小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	(略)			幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	(略)				
備考 (略)				備考 (略)					

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1940号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 義務教育等教員特別手当に関する規則(規則第6-661号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職員)</p> <p>第2条 一般職員給与条例第27条の5第4項の教育職員は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員とする。</p> <p>(権衡職員)</p> <p>第3条 一般職員給与条例第27条の5第3項に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員及び市町村立学校職員給与条例第29条の4第3項に規定する高等学校に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額(法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))又は育児休業法第18条第1項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員にあつてはその額に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。))第3条第3項若しくは第4項又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。))第2条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に一般職員勤務時間条例第3条第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤</p>	<p>(教育職員)</p> <p>第2条 一般職員給与条例第27条の5第4項の教育職員は、校長、<u>園長を含む。</u>副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員とする。</p> <p>(権衡職員)</p> <p>第3条 一般職員給与条例第27条の5第3項に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、<u>幼稚園</u>又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員及び市町村立学校職員給与条例第29条の4第3項に規定する高等学校に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額(法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))又は育児休業法第18条第1項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員にあつてはその額に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。))第3条第3項若しくは第4項又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。))第2条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に一般職員勤務時間条例第3条第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤</p>

務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(1)～(5) (略)

(6) 前条に規定する職員で幼稚園に勤務するもの
その者の属する職務の級及びその者の受ける号
給に対応する別表第 1 に掲げる額に 2 分の 1 を
乗じて得た額

(7) (略)

第 2 条 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給					
	1	2,000円	2,100円	4,000円	4,900円	7,400円
	2	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	3	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	4	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	5	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	6	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	7	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	8	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	9	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	10	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	11	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	12	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	13	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	14	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	15	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	16	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	17	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	18	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	19	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	20	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	21	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000
	22	2,400	2,800	5,100	5,700	
	23	2,400	2,800	5,100	5,700	
	24	2,400	2,800	5,100	5,700	
	25	2,600	2,900	5,300	5,900	
	26	2,600	2,900	5,300	5,900	
	27	2,600	2,900	5,300	5,900	
	28	2,600	2,900	5,300	5,900	
	29	2,700	3,000	5,400	6,000	
	30	2,700	3,000	5,400	6,000	
	31	2,700	3,000	5,400	6,000	
	32	2,700	3,000	5,400	6,000	
	33	2,800	3,200	5,600	6,100	
	34	2,800	3,200	5,600	6,100	
	35	2,800	3,200	5,600	6,100	
	36	2,800	3,200	5,600	6,100	
	37	2,900	3,300	5,700	6,300	
	38	2,900	3,300	5,700	6,300	
	39	2,900	3,300	5,700	6,300	
	40	2,900	3,300	5,700	6,300	
	41	3,100	3,500	5,800	6,400	
	42	3,100	3,500	5,800	6,400	
	43	3,100	3,500	5,800	6,400	
	44	3,100	3,500	5,800	6,400	
	45	3,200	3,700	6,000	6,600	

	46	3,200	3,700	6,000	6,600	
	47	3,200	3,700	6,000	6,600	
	48	3,200	3,700	6,000	6,600	
	49	3,300	3,800	6,100	6,800	
	50	3,300	3,800	6,100	6,800	
	51	3,300	3,800	6,100	6,800	
	52	3,300	3,800	6,100	6,800	
	53	3,400	4,100	6,300	6,900	
	54	3,400	4,100	6,300	6,900	
	55	3,400	4,100	6,300	6,900	
	56	3,400	4,100	6,300	6,900	
	57	3,500	4,300	6,400	7,000	
	58	3,500	4,300	6,400	7,000	
	59	3,500	4,300	6,400	7,000	
	60	3,500	4,300	6,400	7,000	
	61	3,600	4,500	6,500	7,100	
	62	3,600	4,500	6,500	7,100	
	63	3,600	4,500	6,500	7,100	
	64	3,600	4,500	6,500	7,100	
	65	3,700	4,800	6,700	7,200	
	66	3,700	4,800	6,700	7,200	
	67	3,700	4,800	6,700	7,200	
	68	3,700	4,800	6,700	7,200	
	69	3,800	4,900	6,800	7,300	
	70	3,800	4,900	6,800	7,300	
	71	3,800	4,900	6,800	7,300	
	72	3,800	4,900	6,800	7,300	
	73	3,900	5,100	6,900	7,400	
	74	3,900	5,100	6,900	7,400	
	75	3,900	5,100	6,900	7,400	
	76	3,900	5,100	6,900	7,400	
	77	4,000	5,300	6,900	7,500	
	78	4,000	5,300	6,900	7,500	
	79	4,000	5,300	6,900	7,500	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	80	4,000	5,300	6,900	7,500	
	81	4,100	5,400	7,000	7,500	
	82	4,100	5,400	7,000		
	83	4,100	5,400	7,000		
	84	4,100	5,400	7,000		
	85	4,100	5,500	7,200		
	86	4,100	5,500	7,200		
	87	4,100	5,500	7,200		
	88	4,100	5,500	7,200		
	89	4,200	5,600	7,200		
	90	4,200	5,600	7,200		
	91	4,200	5,600	7,200		
	92	4,200	5,600	7,200		
	93	4,300	5,800	7,200		
	94	4,300	5,800	7,200		

95	4,300	5,800	7,200		
96	4,300	5,800	7,200		
97	4,400	5,900	7,300		
98	4,400	5,900			
99	4,400	5,900			
100	4,400	5,900			
101	4,400	6,100			
102	4,400	6,100			
103	4,400	6,100			
104	4,400	6,100			
105	4,500	6,200			
106	4,500	6,200			
107	4,500	6,200			
108	4,500	6,200			
109	4,500	6,300			
110	4,500	6,300			
111	4,500	6,300			
112	4,500	6,300			
113	4,600	6,400			
114	4,600	6,400			
115	4,600	6,400			
116	4,600	6,400			
117	4,700	6,500			
118	4,700	6,500			
119	4,700	6,500			
120	4,700	6,500			
121	4,700	6,600			
122	4,700	6,600			
123	4,700	6,600			
124	4,700	6,600			
125	4,800	6,700			
126		6,700			
127		6,700			
128		6,700			
129		6,800			
130		6,800			
131		6,800			
132		6,800			
133		6,900			
134		6,900			
135		6,900			
136		6,900			
137		6,900			
138		6,900			
139		6,900			
140		6,900			
141		6,900			
142		6,900			
143		6,900			

	144		6,900			
	145		7,000			
	146		7,000			
	147		7,000			
	148		7,000			
	149		7,100			
	150		7,100			
	151		7,100			
	152		7,100			
	153		7,100			
	154		7,100			
	155		7,100			
	156		7,100			
	157		7,100			
	158		7,100			
	159		7,100			
	160		7,100			
	161		7,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第2 (第4条関係)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給					
	1	2,000円	2,500円	4,000円	5,700円	7,400円
	2	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	3	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	4	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	5	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	6	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	7	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	8	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	9	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	10	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	11	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	12	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	13	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	14	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	15	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	16	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	17	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
	18	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
	19	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
	20	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
	21	2,400	3,200	5,100	6,400	8,000
	22	2,400	3,200	5,100	6,400	
	23	2,400	3,200	5,100	6,400	
	24	2,400	3,200	5,100	6,400	
	25	2,600	3,300	5,300	6,600	
	26	2,600	3,300	5,300	6,600	
	27	2,600	3,300	5,300	6,600	
	28	2,600	3,300	5,300	6,600	
	29	2,700	3,500	5,400	6,800	
	30	2,700	3,500	5,400	6,800	
	31	2,700	3,500	5,400	6,800	
	32	2,700	3,500	5,400	6,800	
	33	2,800	3,700	5,600	6,900	
	34	2,800	3,700	5,600	6,900	
	35	2,800	3,700	5,600	6,900	
	36	2,800	3,700	5,600	6,900	
	37	2,900	3,800	5,700	7,000	
	38	2,900	3,800	5,700	7,000	
	39	2,900	3,800	5,700	7,000	
	40	2,900	3,800	5,700	7,000	
	41	3,100	4,100	5,800	7,100	
	42	3,100	4,100	5,800	7,100	
	43	3,100	4,100	5,800	7,100	
	44	3,100	4,100	5,800	7,100	
	45	3,200	4,300	6,000	7,200	

	46	3,200	4,300	6,000	7,200	
	47	3,200	4,300	6,000	7,200	
	48	3,200	4,300	6,000	7,200	
	49	3,300	4,500	6,100	7,300	
	50	3,300	4,500	6,100	7,300	
	51	3,300	4,500	6,100	7,300	
	52	3,300	4,500	6,100	7,300	
	53	3,400	4,800	6,300	7,400	
	54	3,400	4,800	6,300	7,400	
	55	3,400	4,800	6,300	7,400	
	56	3,400	4,800	6,300	7,400	
	57	3,500	4,900	6,400	7,500	
	58	3,500	4,900	6,400	7,500	
	59	3,500	4,900	6,400	7,500	
	60	3,500	4,900	6,400	7,500	
	61	3,600	5,100	6,500	7,500	
	62	3,600	5,100	6,500		
	63	3,600	5,100	6,500		
	64	3,600	5,100	6,500		
	65	3,700	5,300	6,700		
	66	3,700	5,300	6,700		
	67	3,700	5,300	6,700		
	68	3,700	5,300	6,700		
	69	3,800	5,400	6,800		
	70	3,800	5,400	6,800		
	71	3,800	5,400	6,800		
	72	3,800	5,400	6,800		
	73	3,900	5,500	6,900		
	74	3,900	5,500	6,900		
	75	3,900	5,500	6,900		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	76	3,900	5,500	6,900		
	77	4,000	5,600	6,900		
	78	4,000	5,600	6,900		
	79	4,000	5,600	6,900		
	80	4,000	5,600	6,900		
	81	4,100	5,800	7,000		
	82	4,100	5,800	7,000		
	83	4,100	5,800	7,000		
	84	4,100	5,800	7,000		
	85	4,100	5,900	7,200		
	86	4,100	5,900	7,200		
	87	4,100	5,900	7,200		
	88	4,100	5,900	7,200		
	89	4,200	6,100	7,200		
	90	4,200	6,100	7,200		
	91	4,200	6,100	7,200		
	92	4,200	6,100	7,200		
	93	4,300	6,200	7,200		
	94	4,300	6,200	7,200		

95	4,300	6,200	7,200		
96	4,300	6,200	7,200		
97	4,400	6,300	7,300		
98	4,400	6,300			
99	4,400	6,300			
100	4,400	6,300			
101	4,400	6,400			
102	4,400	6,400			
103	4,400	6,400			
104	4,400	6,400			
105	4,500	6,500			
106	4,500	6,500			
107	4,500	6,500			
108	4,500	6,500			
109	4,500	6,600			
110	4,500	6,600			
111	4,500	6,600			
112	4,500	6,600			
113	4,600	6,700			
114	4,600	6,700			
115	4,600	6,700			
116	4,600	6,700			
117	4,700	6,800			
118	4,700	6,800			
119	4,700	6,800			
120	4,700	6,800			
121	4,700	6,900			
122	4,700	6,900			
123	4,700	6,900			
124	4,700	6,900			
125	4,800	6,900			
126	4,800	6,900			
127	4,800	6,900			
128	4,800	6,900			
129	4,900	6,900			
130	4,900	6,900			
131	4,900	6,900			
132	4,900	6,900			
133	4,900	7,000			
134	4,900	7,000			
135	4,900	7,000			
136	4,900	7,000			
137	4,900	7,100			
138	4,900	7,100			
139	4,900	7,100			
140	4,900	7,100			
141	5,000	7,100			
142	5,000	7,100			
143	5,000	7,100			

	144	5,000	7,100			
	145	5,100	7,100			
	146	5,100	7,100			
	147	5,100	7,100			
	148	5,100	7,100			
	149	5,100	7,100			
	150	5,100				
	151	5,100				
	152	5,100				
	153	5,100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

新潟県人事委員会規則第12-101号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（規則第12-3号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改正後			改正前		
別表			別表		
機関	職		機関	職	
本庁	(略)		本庁	(略)	
	教育委員会事務局	教育次長 政策監 課長 室長 企画主幹 課長補佐 (総務課関係) 参事 職員係長 給与係長 副参事(法規審査に関する事務を行うものに限る。) 職員係の主査、主任及び主事(人事、職員団体に関する事務を行うものに限る。) 給与係の主査及び主任 主査及び主任(法規審査に関する事務を行うものに限る。) (義務教育課関係) 参事 管理企画係長 管理第1係長 管理第2係長 管理主事 (高等学校教育課関係) 参事 審査調整・奨学金係長 管理係長 管理主事 審査調整・奨学金係の職員団体に関する事務を行う主査、主任及び主事		教育委員会事務局	教育次長 政策監 課長 室長 企画主幹 課長補佐 (総務課関係) 参事 職員係長 給与係長 副参事(法規審査に関する事務を行うものに限る。) 職員係の主査、主任及び主事(人事、職員団体に関する事務を行うものに限る。) 給与係の主査及び主任 主査及び主任(法規審査に関する事務を行うものに限る。) (義務教育課関係) 参事 管理企画係長 管理第1係長 管理第2係長 管理主事 (高等学校教育課関係) 参事 審査調整・奨学金係長 管理係長 <u>企画振興係長</u> 管理主事 審査調整・奨学金係の職員団体に関する事務を行う主査、主任及び主事
本庁以外の機関	(略)		本庁以外の機関	(略)	
	農業総合研究所食品研究センター	センター長 総務課長		農業総合研究所食品研究センター	センター長 総務課長
	農業総合研究所中山間地域農業研究センター	センター長		農業総合研究所高冷地農業技術センター	センター長
			農業総合研究所中山間地農業技術	センター長	

		センター	
農業総合研究所佐渡農業技術センター	センター長	農業総合研究所佐渡農業技術センター	センター長
(略)		(略)	
生涯学習推進センター	所長 次長	生涯学習推進センター	所長 次長
(略)		少年自然の家	所長 次長
中等教育学校	校長 教頭 事務長	中等教育学校	校長 教頭 事務長
(略)		新潟県立幼稚園	園長 教頭
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

人事委員会告示

◎新潟県人事委員会告示第1号

県の行う事業又は事務所について、労働基準法別表第1に掲げる事業に該当するもの及びその号別並びに同表に掲げる事業のいずれにも該当しないものを次のとおりとし、令和7年4月1日から施行する。

なお、県の行う事業又は事務所の労働基準法別表第1の号別等（令和6年3月新潟県人事委員会告示第1号）は、令和7年3月31日限り廃止する。

令和7年3月28日

新潟県人事委員会
委員長 氏 家 信 彦

県の行う事業又は事務所の労働基準法別表第1の号別等

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第4章の適用を受ける地方公営企業以外の県の行う事業又は事務所について、労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1に掲げる事業に該当するもの及びその号別並びに同表に掲げる事業のいずれにも該当しないものは、次のとおりである。

1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項の規定により人事委員会が職権を行使するもの

(1) 労働基準法別表第1に掲げる事業に該当するもの

名 称	労働基準法 別表第1号別
新潟県消防学校（自治研修所を含む。）	第12号
新潟県放射線監視センター	〃
新潟県保健環境科学研究所	〃
新潟県工業技術総合研究所	〃
同 各技術支援センター	〃
新潟県醸造試験場	〃
各新潟県立テクノスクール	〃
新潟県立近代美術館	〃
同 万代島美術館	〃
新潟県立歴史博物館	〃

新潟県農業総合研究所	〃
同 各研究センター	〃
同 佐渡農業技術センター	〃
新潟県農業大学校	〃
新潟県森林研究所	〃
新潟県水産海洋研究所	〃
同 佐渡水産技術センター	〃
新潟県内水面水産試験場	〃
同 魚沼支場	〃
新潟県立教育センター	〃
新潟県立図書館	〃
新潟県立生涯学習推進センター	〃
新潟県立文書館	〃
各新潟県立高等学校	〃
各新潟県立中等教育学校	〃
新潟県立新潟よつば学園（給食場及び寄宿舎を除く。）	〃
新潟県立長岡聾学校（給食場及び寄宿舎を除く。）	〃
各新潟県立特別支援学校（給食場及び寄宿舎を除く。）	〃
新潟県警察学校	〃
(2) 労働基準法別表第1に掲げる事業のいずれにも該当しないもの	
新潟県知事部局本庁（交通事故相談所、鳥獣被害対策支援センター及び労働相談所を含む。）	
新潟県知事政策局国際課パスポートセンター	
新潟県議会事務局	
新潟県選挙管理委員会事務局	
新潟県人事委員会事務局	
新潟県監査委員事務局	
新潟県労働委員会事務局	
各新潟県海区漁業調整委員会事務局	
新潟県教育庁本庁	
新潟県警察本部（各隊及び運転免許センターを除く。）	
新潟県警察本部各隊	
新潟県警察本部運転免許センター	
各新潟県地域振興局（他に定めるものを除く。）	
各新潟県地域振興局児童・障害者相談センター	
各新潟県地域振興局地域整備部維持管理事務所	
新潟県新発田地域振興局県税部村上収税課	
新潟県新潟地域振興局県税部（新津収税課、三条収税課及び佐渡収税課を除く。）	
新潟県新潟地域振興局県税部三条収税課	
新潟県新潟地域振興局県税部佐渡収税課	
新潟県新潟地域振興局地域整備部	
新潟県新潟地域振興局巻農業振興部	
新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所	
新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所	
新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所	
新潟県長岡地域振興局県税部柏崎収税課	
新潟県南魚沼地域振興局県税部十日町収税課	
新潟県上越地域振興局県税部糸魚川収税課	
新潟県上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所	
新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所	

新潟県上越地域振興局直江津港湾事務所
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（農政庁舎）
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（農地庁舎）
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（水産庁舎）
 新潟県佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港庁舎）
 新潟県東京事務所
 新潟県消費生活センター
 新潟県中央福祉相談センター（中央児童相談所、女性相談支援センター及びあかしや寮を含む。）
 各新潟県食肉衛生検査センター
 新潟県計量検定所
 新潟県大阪事務所
 新潟県病虫害防除所
 各新潟県家畜保健衛生所
 新潟県中央家畜保健衛生所佐渡支所
 新潟県流域下水道事務所
 各新潟県教育庁教育事務所
 各新潟県警察署

2 労働基準監督署等が職権を行使するもの

名	称	労働基準法 別表第1号別
新潟県立学校給食場		第1号
新潟県佐渡トキ保護センター		第7号
新潟県妙法育成牧場		〃
新潟県福祉保健部生活衛生課動物愛護センター		第13号
各新潟県地域振興局健康福祉環境部		〃
各新潟県地域振興局健康福祉部		〃
新潟県精神保健福祉センター		〃
新潟県はまぐみ小児療育センター		〃
新潟県新潟学園		〃
新潟県立新潟よつば学園寄宿舎		〃
新潟県立長岡聾学校寄宿舎		〃
各新潟県立特別支援学校寄宿舎		〃

教育委員会規則

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第3号

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(修業年限) 第4条 県立学校の修業年限は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)</p>	<p>(修業年限) 第4条 県立学校の修業年限は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 幼稚園</u> <u>1年ないし3年</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 幼稚園</p> <p style="text-align: center;"><u>(休業日)</u> 第50条の2 <u>第8条の規定は、幼稚園に準用する。</u> <u>この場合において、同条第3項中の「定時制の課程」は、「幼稚園」と読み替えるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(教育課程)</u> 第50条の3 <u>幼稚園は、幼稚園教育要領を基準として、教育課程を編成するものとする。</u> 2 <u>幼稚園長(以下この章において「園長」という。)は、その年度において実施する教育課程について、毎年4月30日までに、委員会に届け出なければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(教材の取扱)</u> 第50条の4 <u>幼稚園は、適切と認められる教材を使用し、教育内容の充実に努めるものとする。</u> 2 <u>前項に規定する教材の選定に当っては、保護者の経済的負担について考慮しなければならない。</u> 3 <u>園長は、第1項に規定する教材を使用するときは、その使用開始の14日前までに、委員会に届け出なければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(入園、休園、復園及び修了証明)</u> 第50条の5 <u>園長は、幼児の入園、休園及び復園を許可し、保育の修了を証明する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(職員の編制)</u> 第50条の6 <u>幼稚園には、学校教育法第27条第1項に規定する職員のほか、次のうち必要な職員を置く。ただし、特別な事情があるときは、教頭を置かないものとする。</u> (1) 養護教諭</p>

<p style="text-align: center;">第6章 雑則</p>	<p>(2) <u>助教諭</u></p> <p>(3) <u>養護助教諭</u></p> <p>(4) <u>講師</u></p> <p>(5) <u>事務職員</u></p> <p>(6) <u>用員</u></p> <p>2 <u>教頭については、委員会が別に定めるところにより、副園長と称することができる。</u></p> <p>3 <u>幼稚園には、事務をつかさどる事務長（事務職員に限る。）を置くことができる。</u></p> <p>4 <u>第28条の2及び第28条の4の規定は、幼稚園に準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">（高等学校の規定の準用）</p> <p><u>第50条の7 第7条、第9条の2、第14条、第15条、第17条、第23条第1項、第23条の2から第23条の4、第25条第2項及び同条第3項、第27条、第29条から第29条の3まで、第36条及び第40条の2から第42条までの規定は、幼稚園に準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 雑則</p>
---	---

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第4号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(課等の設置)</p> <p>第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 高等学校教育課 審査調整・奨学金係 管理係 指導第1係 指導第2係 <u>将来構想推進室</u></p> <p>(6) 生徒指導課 支援・相談班 <u>不登校対策班</u> いじめ対策室</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～福利課 (略)</p> <p>義務教育課</p> <p>(1) 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校 <u>並びに公立特別支援学校の教職員</u> (県立学校の事務職員、技術職員及び用員を除く。)の定数の決定、任命その他の人事に関する事項</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 県立特別支援学校の募集生徒並びに通学区域の設定及び変更に関する事項</p> <p>(7)～(14) (略)</p> <p>高等学校教育課～保健体育課 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5節 削除</p> <p>第17条の2 削除</p>	<p>(課等の設置)</p> <p>第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 高等学校教育課 審査調整・奨学金係 管理係 <u>企画振興係</u> 指導第1係 指導第2係</p> <p>(6) 生徒指導課 支援・相談班 いじめ対策室</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課～福利課 (略)</p> <p>義務教育課</p> <p>(1) 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校 <u>、公立特別支援学校並びに県立幼稚園の教職員</u> (県立学校の事務職員、技術職員及び用員を除く。)の定数の決定、任命その他の人事に関する事項</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 県立特別支援学校及び県立幼稚園の募集生徒 <u>(園児を含む。)</u>並びに<u>県立特別支援学校の通学区域</u>の設定及び変更に関する事項</p> <p>(7)～(14) (略)</p> <p>高等学校教育課～保健体育課 (略)</p> <p style="text-align: center;">第5節 少年自然の家</p> <p style="text-align: center;"><u>(組織及び分掌事務)</u></p> <p>第17条の2 新潟県少年自然の家に次の課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">庶務課</p> <p>(1) <u>職員の人事及び給与に関する事項</u></p> <p>(2) <u>公印及び文書に関する事項</u></p> <p>(3) <u>配当予算の経理に関する事項</u></p> <p>(4) <u>施設及び設備等の維持管理に関する事項</u></p> <p>(5) <u>所内の取締りに関する事項</u></p> <p>(6) <u>委託業務に関する事項</u></p> <p>(7) <u>他課の所管に属しない事項</u></p> <p>指導課</p>

<p>(次長等)</p> <p>第27条 教育センター及び生涯学習推進センターに次長を、図書館及び文書館に副館長を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(社会教育主事)</p> <p>第29条の2 生涯学習推進センターに社会教育主事を置く。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(1) <u>使用許可に関する事項</u></p> <p>(2) <u>使用団体の研修プログラムの調整に関する事項</u></p> <p>(3) <u>使用団体に対する指導助言に関する事項</u></p> <p>(4) <u>資料の収集、利用に関する事項</u></p> <p>(5) <u>研修の計画、実施に関する事項</u></p> <p>(6) <u>関係機関、団体等の連絡提携に関する事項</u></p> <p>(7) <u>生活指導に関する事項</u></p> <p>(8) <u>広報及び統計に関する事項</u></p> <p>(9) <u>前各号のほか、青少年の健全育成に関する事項</u></p> <p>(次長等)</p> <p>第27条 教育センター、生涯学習推進センター及び少年自然の家に次長を、図書館及び文書館に副館長を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(社会教育主事)</p> <p>第29条の2 生涯学習推進センター及び少年自然の家に社会教育主事を置く。</p> <p>2 (略)</p>
--	---

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第1号

教育庁本庁
出先機関
教育機関
県立学校

新潟県教育委員会事務委任規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第2号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県教育委員会
教育長 佐野 哲郎

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 (略) 2 この規程において、「県立学校長」とは、新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）第1条第1項に規定する高等学校及び特別支援学校の校長をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 (略) 2 この規程において、「県立学校長」とは、新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）第1条第1項に規定する高等学校、<u>特別支援学校及び幼稚園</u>の校長又は園長をいう。</p>

◎新潟県教育委員会訓令第2号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会事務決裁規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第3号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県教育委員会
教育長 佐野 哲郎

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表第4（第5条関係） （教育次長及び課長の個別的専決事項） 総務課～福利課（略） 義務教育課 教育次長専決事項</p> <p>(1) 県立学校（特別支援学校に限る。以下義務教育課の部において同じ。）の職員及び県費負担教職員のうち、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員（県立学校の学校栄養職員及び事務職員を除く。次号において同じ。）についての採用、所属の決定、願による休職、復職及び退職の許可をすること。</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>(6) 県立学校の校長の5日以上の年次有給休暇の承認をすること。</p> <p>(7) 県立学校の校長の5日以上の特別休暇（夏季休暇を除く。）及び職務専念義務の免除の承認等をする事</p> <p>(7)の2 県立学校の校長の5日以上の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第24条第1項に定める休業の承認をすること。</p> <p>(8) 県立学校の校長の5日以上の病気休暇の承認をすること。</p> <p>(8)の2 県立学校の校長の5日以上の介護休暇の承認をすること。</p> <p>(9) 県立学校の校長の研修及び兼職の承認をすること。</p> <p>(10)～(22) 義務教育課長専決事項</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 県立学校教員（校長を除く。）の1月を超える病気休暇の承認をすること。</p> <p>(6)の2 県立学校教員（校長を除く。）の1月を超える介護休暇の承認をすること。</p> <p>(7)・(8)（略）</p> <p>(9) 県立学校の校長の赴任延期の承認及び校長の5日以上の旅行の届出の受理をすること。</p>	<p>別表第4（第5条関係） （教育次長及び課長の個別的専決事項） 総務課～福利課（略） 義務教育課 教育次長専決事項</p> <p>(1) 県立学校（特別支援学校及び幼稚園に限る。以下義務教育課の部において同じ。）の職員及び県費負担教職員のうち、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員（県立学校の学校栄養職員及び事務職員を除く。次号において同じ。）についての採用、所属の決定、願による休職、復職及び退職の許可をすること。</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>(6) 県立学校の校長又は園長の5日以上の年次有給休暇の承認をすること。</p> <p>(7) 県立学校の校長又は園長の5日以上の特別休暇（夏季休暇を除く。）及び職務専念義務の免除の承認等をする事</p> <p>(7)の2 県立学校の校長又は園長の5日以上の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第24条第1項に定める休業の承認をすること。</p> <p>(8) 県立学校の校長又は園長の5日以上の病気休暇の承認をすること。</p> <p>(8)の2 県立学校の校長又は園長の5日以上の介護休暇の承認をすること。</p> <p>(9) 県立学校の校長又は園長の研修及び兼職の承認をすること。</p> <p>(10)～(22)（略） 義務教育課長専決事項</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 県立学校教員（校長又は園長を除く。）の1月を超える病気休暇の承認をすること。</p> <p>(6)の2 県立学校教員（校長又は園長を除く。）の1月を超える介護休暇の承認をすること。</p> <p>(7)・(8)（略）</p> <p>(9) 県立学校の校長又は園長の赴任延期の承認及び校長又は園長の5日以上の旅行の届出の受理をすること。</p>

<p>(10)～(32) (略)</p> <p>(33) 管理規則第23条の規定による県立学校の児童、生徒の異動状況の報告の受理をすること。</p> <p>(34)・(35) (略)</p> <p>(36)の2 管理規則第17条の規定による県立学校の児童、生徒の事故発生の報告を受理すること（生徒指導課及び保健体育課の分掌事務に係る事項を除く。）。</p> <p>(36)の3～(39) (略)</p> <p>高等学校教育課 教育次長専決事項</p> <p>(1) 県立学校（特別支援学校を除く。以下高等学校教育課の部において同じ。）の教諭、養護教諭及び栄養教諭についての採用、所属の決定、願による休職、復職及び退職の許可をすること。</p> <p>(2)～(27) (略)</p> <p>高等学校教育課長専決事項 (略) 生徒指導課 教育次長専決事項 (略) 生徒指導課長専決事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 管理規則第17条の規定による県立学校の児童、生徒の事故発生の報告を受理すること（生徒指導に関する事項に限る。）。</p> <p>生涯学習推進課 (略) 保健体育課 教育次長専決事項 (略) 保健体育課長専決事項</p> <p>(1) 管理規則第14条（第50条において準用する場合を含む。）の規定により生徒の伝染病による出席停止の報告を受理すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 管理規則第17条（第50条において準用する場合を含む。）の規定による生徒の事故発生の報告を受理すること（保健体育、学校安全及び学校給食に関する事項に限る。）。</p>	<p>(10)～(32) (略)</p> <p>(33) 管理規則第23条の規定による県立学校の児童、生徒（<u>園児を含む。</u>）の異動状況の報告の受理をすること。</p> <p>(34)・(35) (略)</p> <p>(36)の2 管理規則第17条の規定による県立学校の児童、生徒（<u>園児を含む。</u>）の事故発生の報告を受理すること（生徒指導課及び保健体育課の分掌事務に係る事項を除く。）。</p> <p>(36)の3～(39) (略)</p> <p>高等学校教育課 教育次長専決事項</p> <p>(1) 県立学校（特別支援学校及び幼稚園を除く。以下高等学校教育課の部において同じ。）の教諭、養護教諭及び栄養教諭についての採用、所属の決定、願による休職、復職及び退職の許可をすること。</p> <p>(2)～(27) (略)</p> <p>高等学校教育課長専決事項 (略) 生徒指導課 教育次長専決事項 (略) 生徒指導課長専決事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 管理規則第17条の規定による県立学校の児童、生徒（<u>園児を含む。</u>）の事故発生の報告を受理すること（生徒指導に関する事項に限る。）。</p> <p>生涯学習推進課 (略) 保健体育課 教育次長専決事項 (略) 保健体育課長専決事項</p> <p>(1) 管理規則第14条（第50条及び第50条の7において準用する場合を含む。）の規定により生徒の伝染病による出席停止の報告を受理すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 管理規則第17条（第50条及び第50条の7において準用する場合を含む。）の規定による生徒の事故発生の報告を受理すること（保健体育、学校安全及び学校給食に関する事項に限る。）。</p>
---	---

◎新潟県教育委員会訓令第3号

教育庁本庁
県立学校

新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程（昭和46年12月新潟県教育長訓令第12号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県教育委員会
教育長 佐野 哲郎

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																					
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 学校 新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）別表第1に掲げる「高等学校」、別表第2に掲げる「中等教育学校」<u>及び別表第3に掲げる「特別支援学校」</u>をいう。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(收受及び配付手続)</p> <p>第8条 学校に到達した文書及び貨物（以下「文書等」という。）は、文書取扱者が收受し、次の各号により処理しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号の規定による引継ぎ又は配付を受けた担当者は、次に掲げる場合を除き、必要な事項を公文書管理システムに登録すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 文書に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号又は<u>同条第9項</u>に規定する特定個人情報が含まれる場合</p> <p>エ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第2（第36条、第36条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">番号</th> <th style="text-align: center;">学校の名称</th> <th style="text-align: center;">記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特20</td> <td style="text-align: center;">新潟県立柏崎特別支援学校</td> <td style="text-align: center;">柏特</td> </tr> </tbody> </table>	番号	学校の名称	記号	(略)	(略)	(略)	特20	新潟県立柏崎特別支援学校	柏特	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 学校 新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）別表第1に掲げる「高等学校」、別表第2に掲げる「中等教育学校」、<u>別表第3に掲げる「特別支援学校」及び別表第4に掲げる「幼稚園」</u>をいう。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(收受及び配付手続)</p> <p>第8条 学校に到達した文書及び貨物（以下「文書等」という。）は、文書取扱者が收受し、次の各号により処理しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号の規定による引継ぎ又は配付を受けた担当者は、次に掲げる場合を除き、必要な事項を公文書管理システムに登録すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 文書に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号又は<u>同条第8項</u>に規定する特定個人情報が含まれる場合</p> <p>エ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第2（第36条、第36条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">番号</th> <th style="text-align: center;">学校の名称</th> <th style="text-align: center;">記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特20</td> <td style="text-align: center;">新潟県立柏崎特別支援学校</td> <td style="text-align: center;">柏特</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼1</td> <td style="text-align: center;"><u>新潟県立幼稚園</u></td> <td style="text-align: center;">幼</td> </tr> </tbody> </table>	番号	学校の名称	記号	(略)	(略)	(略)	特20	新潟県立柏崎特別支援学校	柏特	幼1	<u>新潟県立幼稚園</u>	幼
番号	学校の名称	記号																				
(略)	(略)	(略)																				
特20	新潟県立柏崎特別支援学校	柏特																				
番号	学校の名称	記号																				
(略)	(略)	(略)																				
特20	新潟県立柏崎特別支援学校	柏特																				
幼1	<u>新潟県立幼稚園</u>	幼																				

◎新潟県教育委員会訓令第4号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会文書規程(平成7年9月新潟県教育長訓令第16号)の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県教育委員会
教育長 佐野 哲郎

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表第2		別表第2	
記号	出先機関及び教育機関の名称	記号	出先機関及び教育機関の名称
(略)		(略)	
教生セ	生涯学習推進センター	教生セ	生涯学習推進センター
(略)		<u>教少</u>	<u>少年自然の家</u>
(略)		(略)	

◎新潟県教育委員会訓令第5号

教育庁本庁
出先機関
教育機関
県立学校

新潟県教育庁等職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程（平成28年3月新潟県教育委員会訓令第2号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 県立学校 新潟県立学校条例(昭和39年新潟県条例第46号)別表第1から別表第3までに規定する学校をいう。</p> <p>(4) 教育職員 職員のうち、県立学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員及び実習助手をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 県立学校 新潟県立学校条例(昭和39年新潟県条例第46号)別表第1から別表第5までに規定する学校をいう。</p> <p>(4) 教育職員 職員のうち、県立学校に勤務する校長(園長を含む。)、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員及び実習助手をいう。</p>

新潟県教育委員会訓令第6号

教育庁本庁
出先機関

新潟県教育委員会現場事務所設置規程を次のように定め、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会現場事務所設置規程

新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）第6条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所を設置する。

名称

生涯学習推進課少年自然の家分室

位置

胎内市乙1503番地166

◎新潟県教育委員会訓令第7号

教育庁本庁
県立学校

新潟県立学校職員安全衛生管理規程（平成9年4月新潟県教育長訓令第8号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県教育委員会
教育長 佐野 哲郎

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																											
<p>（校長の責務）</p> <p>第3条 校長は、この規程に定める事項を適切に実施し、職場における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するよう努めなければならない。</p> <p>別表1（第23条関係） 安全衛生委員会委員の増員数</p> <p>1 2以上の課程又は分校を有する学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟翠江高等学校（通信制）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>十日町高等学校（定時制）</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校の名称	増員数	増員内訳	新潟翠江高等学校（通信制）	（略）	（略）	<u>十日町高等学校（定時制）</u>			（略）			<p>（校長の責務）</p> <p>第3条 校長（<u>園長を含む。以下同じ。</u>）は、この規程に定める事項を適切に実施し、職場における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するよう努めなければならない。</p> <p>別表1（第23条関係） 安全衛生委員会委員の増員数</p> <p>1 2以上の課程又は分校を有する学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟翠江高等学校（通信制）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>2以上の課程及び分校を有する学校</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十日町高等学校（定時制、分校）</td> <td>4人</td> <td> ・定時制の職員のうち、管理的立場にある者 1人 ・分校の職員のうち、管理的立場にある者 1人 ・安全又は衛生に関し経験を有する者2人 （第23条第6項ただし書の規定に該 </td> </tr> </tbody> </table>	学校の名称	増員数	増員内訳	新潟翠江高等学校（通信制）	（略）	（略）	（略）			学校の名称	増員数	増員内訳	十日町高等学校（定時制、分校）	4人	・定時制の職員のうち、管理的立場にある者 1人 ・分校の職員のうち、管理的立場にある者 1人 ・安全又は衛生に関し経験を有する者2人 （第23条第6項ただし書の規定に該
学校の名称	増員数	増員内訳																										
新潟翠江高等学校（通信制）	（略）	（略）																										
<u>十日町高等学校（定時制）</u>																												
（略）																												
学校の名称	増員数	増員内訳																										
新潟翠江高等学校（通信制）	（略）	（略）																										
（略）																												
学校の名称	増員数	増員内訳																										
十日町高等学校（定時制、分校）	4人	・定時制の職員のうち、管理的立場にある者 1人 ・分校の職員のうち、管理的立場にある者 1人 ・安全又は衛生に関し経験を有する者2人 （第23条第6項ただし書の規定に該																										

<p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> 寄宿舎及び給食調理場を有する学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) 東新潟特別支援学校</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>4</u> 分校、寄宿舎及び給食調理場を有する学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) 月ヶ岡特別支援学校 <u>上越特別支援学校</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	学校の名称	増員数	増員内訳	(略) 東新潟特別支援学校	(略)	(略)	学校の名称	増員数	増員内訳	(略) 月ヶ岡特別支援学校 <u>上越特別支援学校</u>	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 60%;">当するもの)</td> </tr> </table> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 寄宿舎及び給食調理場を有する学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) 東新潟特別支援学校 <u>上越特別支援学校</u></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>5</u> 分校、寄宿舎及び給食調理場を有する学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) 月ヶ岡特別支援学校</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			当するもの)	学校の名称	増員数	増員内訳	(略) 東新潟特別支援学校 <u>上越特別支援学校</u>	(略)	(略)	学校の名称	増員数	増員内訳	(略) 月ヶ岡特別支援学校	(略)	(略)
学校の名称	増員数	増員内訳																										
(略) 東新潟特別支援学校	(略)	(略)																										
学校の名称	増員数	増員内訳																										
(略) 月ヶ岡特別支援学校 <u>上越特別支援学校</u>	(略)	(略)																										
		当するもの)																										
学校の名称	増員数	増員内訳																										
(略) 東新潟特別支援学校 <u>上越特別支援学校</u>	(略)	(略)																										
学校の名称	増員数	増員内訳																										
(略) 月ヶ岡特別支援学校	(略)	(略)																										

◎新潟県教育委員会訓令第8号

県立学校

新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程（平成4年7月新潟県教育長訓令第11号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、新潟県教育委員会事務委任規程（昭和36年新潟県教育長訓令第2号）第5条の2の規定により県立学校の校長（以下「校長」という。）が割り振るとされている県立学校に勤務する職員（以下「職員」という。）の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）及び勤務時間等（勤務時間及び休憩時間をいう。以下同じ。）の割振り等の基準に関し、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第3条第3項、第5項及び第5条第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県立学校 新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）別表第1から<u>第3</u>に規定する学校をいう。</p> <p>(2) 教育職員 県立学校に勤務する一般職の職員のうち校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、<u>講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、</u>寄宿舎指導員、実習助手及び次号に規定する臨時教育職員をいう。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 臨時的任用職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の3</u>、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条の規定により任用される臨時的任用職員（第3号に規定する職員を除く。）をいう。</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、新潟県教育委員会事務委任規程（昭和36年新潟県教育長訓令第2号）第5条の2の規定により県立学校の校長（<u>園長を含む。</u>以下「校長」という。）が割り振るとされている県立学校に勤務する職員（以下「職員」という。）の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）及び勤務時間等（勤務時間及び休憩時間をいう。以下同じ。）の割振り等の基準に関し、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第3条第3項、第5項及び第5条第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県立学校 新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）別表第1から<u>第5</u>に規定する学校（<u>幼稚園を含む。</u>）をいう。</p> <p>(2) 教育職員 県立学校に勤務する一般職の職員のうち校長、<u>園長、</u>副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員、実習助手及び新潟県立学校教職員の<u>任免関係取扱規程（昭和50年新潟県教育委員会告示第10号）第3条第2号</u>に規定する講師並びに次号に規定する臨時教育職員をいう。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 臨時的任用職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条第2項</u>、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条の規定により任用される臨時的任用職員（第3号に規定する職員を除く。）をいう。</p> <p>(8) (略)</p>

◎新潟県教育委員会訓令第9号

県立学校

新潟県立学校職員服務規程（平成24年8月新潟県教育委員会訓令第10号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県立学校 新潟県立学校条例(昭和39年新潟県条例第46号)別表第1から<u>第3</u>までに規定する学校をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 教育職員 職員のうち、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、<u>講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、</u>寄宿舎指導員及び実習助手をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(兼職等)</p> <p>第14条 職員は、職専免条例第2条第1号に規定する職務に専念する義務の免除を得ようとするとき(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第22条第2項の規定による研修を行おうとする場合を除く。)は、あらかじめ職務専念義務免除承認願(研修)(別記第24号様式)を提出し、承認権者の承認を得なければならない。</p> <p>2 職員は、職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和44年新潟県人事委員会規則第8—15号。以下「職専免規則」という。)第2条第1号に規定する職務に専念する義務の免除を得ようとするときは、あらかじめ職務専念義務免除承認願(兼職)(別記第25号様式)を提出し、承認権者の承認を得なければならない。ただし、教育長が別に指定する団体等の地位を兼ねようとする場合は、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(専従休職)</p> <p>第16条 職員は、職員団体の役員として専ら従事するため、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書に規定する許可を得ようとするときは、校長を経由して専従休職許可願(別記第26号様式)を、提出し、委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 専従休職の許可を得て職員団体の役員として専ら従事している職員が、職務に復帰しようとするときは、校長を経由して復職願(別記第27号様式)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県立学校 新潟県立学校条例(昭和39年新潟県条例第46号)別表第1から<u>第5</u>までに規定する学校をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 教育職員 職員のうち、校長(<u>園長を含む。</u>)、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員及び実習助手をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(兼職等)</p> <p>第14条 職員は、職専免条例第2条第1号に規定する職務に専念する義務の免除を得ようとするとき(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第22条第2項の規定による研修を行おうとする場合を除く。)は、あらかじめ職務専念義務免除承認願(研修)(別記第22号様式)を提出し、承認権者の承認を得なければならない。</p> <p>2 職員は、職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和44年新潟県人事委員会規則第8—15号。以下「職専免規則」という。)第2条第1号に規定する職務に専念する義務の免除を得ようとするときは、あらかじめ職務専念義務免除承認願(兼職)(別記第23号様式)を提出し、承認権者の承認を得なければならない。ただし、教育長が別に指定する団体等の地位を兼ねようとする場合は、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(専従休職)</p> <p>第16条 職員は、職員団体の役員として専ら従事するため、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書に規定する許可を得ようとするときは、校長を経由して専従休職許可願(別記第24号様式)を、提出し、委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 専従休職の許可を得て職員団体の役員として専ら従事している職員が、職務に復帰しようとするときは、校長を経由して復職願(別記第25号様式)</p>

を提出し、委員会の許可を受けなければならない。

(営利企業への従事等)

第17条 職員は、地方公務員法第38条に規定する営利企業への従事等をしようとするとき又は消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)第10条第1項に規定する非常勤の消防団員と兼職しようとするときは、あらかじめ校長を経由して営利企業従事等許可申請(消防団員兼職請求)書(別記第28号様式)を提出し、委員会の許可又は認めを得なければならない。

(教育職員の兼職及びその他の事業等の従事)

第18条 教育公務員特例法の適用を受ける職員は、同法第17条の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業等に従事しようとするときには、校長を経由して教育公務員の兼職(兼務)又は教育に関する他の事業・事務従事願(別記第29号様式)を提出し、委員会(教育長が指定するものについては校長)の承認を得なければならない。

を提出し、委員会の許可を受けなければならない。

(営利企業への従事等)

第17条 職員は、地方公務員法第38条に規定する営利企業への従事等をしようとするとき又は消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号)第10条第1項に規定する非常勤の消防団員と兼職しようとするときは、あらかじめ校長を経由して営利企業従事等許可申請(消防団員兼職請求)書(別記第26号様式)を提出し、委員会の許可又は認めを得なければならない。

(教育職員の兼職及びその他の事業等の従事)

第18条 教育公務員特例法の適用を受ける職員は、同法第17条の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業等に従事しようとするときには、校長を経由して教育公務員の兼職(兼務)又は教育に関する他の事業・事務従事願(別記第27号様式)を提出し、委員会(教育長が指定するものについては校長)の承認を得なければならない。